

第9章 文化資源の防災・防犯に関する課題と方針

第1節 文化資源の防災・防犯の現状と課題

本市は、富士山の北麓に位置する高原上に発達した都市であり、地形的には富士火山地、山地、低地の三地形に区分され、市域の80%以上が山林、原野で占められています。また、急勾配な溪流もあり、地震、暴風、豪雨、土砂災害など多種の自然災害が発生しやすい自然条件下にあります。近年では、2019（令和元）年の台風19号の風水害により、半壊2戸、一部損壊4戸、床下浸水1戸、土砂崩れ1か所、負傷者1名、避難者241名という被害が発生しました。また、本市は東海地震による被災が心配される地域でもあり、東海地震対策強化地域に指定されています。これらの対策にあたっては、本市における取組の指針となる「富士吉田市地域防災計画（2022（令和4）年改定版）」、県の指針となる「山梨県地域防災計画（2024（令和6）年3月策定）」に基づき総合的な対策に取り組んでいます。

しかし、文化財については、日常的な防火・防災の重要性が未だ市民に十分に浸透しているとはいえません。そのため、火災による文化財のき損、消失が危ぶまれるとともに、災害発生時に、被災した文化財の被害がさらに拡大するおそれがあります。指定等文化財の中には、防災設備が不足しているものや、設置されていても設備が機能不良になっているものがあり災害発生時に文化財がき損、消失するおそれがあります。また、歴史的建造物自体の構造が脆弱になってきており、地震が発生した場合に倒壊することが心配されます。特に、旧外川家住宅は、耐震診断の結果、耐震性能が不足していることが判明しています。また、旧武藤家住宅は、経年劣化により強度が不足しています。

防犯については、近年、国内の社寺等における美術工芸品の盗難や、文化財建造物の汚損等が発生していることから、本市も例外とはいえません。しかし、指定等文化財が市内各所に分布しているため、市職員による日常的な監視が困難となっています。

「富士吉田市地域防災計画（2024（令和6）年3月策定）」

一般災害編

第1章 災害予防計画

第9節 文化財災害予防計画

第2 文化財保護対策

文化財保護法（昭和25年法律第214号）、山梨県文化財保護条例（昭和31年条例第29号）及び富士吉田市文化財保護条例（昭和51年条例第59号）により、所有者及び管理者に対し、管理の責任を義務づけて、管理及び修理の補助、勧告等をなし、市民の郷土の文化遺産に対する認識を高めるとともに、文化の向上発展に貢献することとする。

また、所有者及び管理人の変更、指定物件の滅失、き損、亡失、盗難あるいは指定物件の現状の変更等の場合は、国指定文化財については文化庁に、県指定文化財は県教育委員会に、市指定文化財は市教育委員会に届け出るものとする。

第3 文化財の防災施設

火災の早期発見を目的として、自動火災報知設備を計画的に促進する。また、各文化財の周辺の水利状況、道路状況、消防体制の状況等により防火貯水槽、消火栓、避雷針等消火設備の促進を図る。これら指定文化財の防災施設については、所有者及び管理者の申請に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。

なお、補助金の率は、国指定では50%から85%、県指定文化財では1/2以内とする。

第4 文化財災害予防計画及び対策

文化財の防災施設の実施計画や対策は関係法令及び富士吉田市文化財保存活用地域計画に基づき、所有者、管理者の事情を考慮して、消防用設備や消火、避難及びその他風水害等の災害に対する訓練を、消防本部や消防団の指導・協力により行うとともに、所有者の教育を実施するものとする。

第2節 文化資源の防災・防犯に関する方針

台風や豪雨災害、地震や火山噴火等の自然災害に対する防災対策に関しては、富士吉田市地域防災計画」に準じます。市のホームページや広報を活用し、日常的に防火・防災情報の発信に努め、市民の防火・防災意識を高めるとともに、防火訓練を実施して所有者の恒常的な備えに対する意識を高めます。特に市内の建造物や美術工芸品等については、文化庁・消防庁・国土交通省が作成した「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」（2020（令和2）年12月改訂）と、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」（2019（令和元）年9月改訂）に基づき防火対策を進めます。また、「国宝・重要文化財（建造物）等に対応した防災訓練マニュアル」（2020（令和2）年3月）（消防庁）に加えて、本市の文化財の現状に即した、発災時における迅速で効果的な文化財保存の対応を明確化したマニュアルを作成し、関係者間で共有します。さらに大規模な災害が発生し文化財が被災した場合は、文化遺産防災ネットワーク推進会議の災害時における活動ガイドラインにのっとり、（独）国立文化財機構文化財防災センター（山梨県担当：東京国立博物館）と情報共有し、必要な対策を講じます。

防災設備の設置が不足している文化財に対しては、設備設置の支援を促進するとともに、既に設置されている設備に対しては、機能維持を図ります。

構造が脆弱になっている歴史的建造物に関しては、緊急性の高い順に構造補強を進めます。特に、旧外川家住宅と旧武藤家住宅は、優先的に耐震性の確保及び耐震補強工事を実施します。

防犯に関しては、民間指導員の協力のもと平時から指定文化財の巡視を行い、保存・管理を充実させます。

第3節 文化資源の防災・防犯に関する措置

No	種別	措置の名称	措置の内容	取組主体					財源	取組期間					
				市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12 ～
17	(再掲) 【新規】	防災施設の設置	文化財への防火貯水槽、消火栓、避雷針等の防災施設を設置します。			◎	○	◎	国・県・市						
18	(再掲) 【継続】	防災施設保守点検事業	防災施設保守点検を定期的に行うことで、文化財の管理及び保護に万全を図ります。			◎		◎	県・市						
19	(再掲) 【新規】	歴史的建造物の耐震化促進	歴史的建造物の耐震性を適正に評価し、優先順位をつけて計画的に補強等の対策を図ります。			◎	◎	◎	国・県・市						
20	(再掲) 【継続】	旧外川家住宅耐震化事業	耐震診断に基づく耐震補強を実施します。				◎	◎	国・県・市						
21	(再掲) 【継続】	農家(旧武藤家住宅)保存修理	公園整備事業において、農家(旧武藤家住宅)の耐震補強を行い、同エリア内に移築修理工事を行います。					◎	市						
22	(再掲) 【継続】	防火訓練の実施(文化財防火デー)	火災による消失を防ぐために、市消防組合、指定等文化財所有者等による防火訓練を実施し、消火体制への意識を高めます。	○	○	◎		◎	市						
23	(再掲) 【新規】	文化財防災体制及びマニュアルの作成	災害から文化財を守るための体制整備と国、県等と連携した文化財防災行動マニュアルを整備します。	○	○	○	○	◎	市						
24	(再掲) 【新規】	文化財の防火・防災等における啓発	市民を対象としてHP・広報等により周知します。					◎	市						
25	(再掲) 【継続】	文化財パトロール(文化財保護指導員)の実施	文化財保護指導員の人材確保や継続的な研修を行い、平時における指定等文化財の巡視を充実させます。					◎	県・市						

第4節 文化資源の防災・防犯の推進体制

本市に存在する文化財について、自然災害や人為的な事故・事件等が発生した場合には、以下の図に示す体制にて迅速な対応にあたります。

また、文化財の保存にあたっては、その損失を未然に防ぐことが非常に重要であることから、県を經由して国立文化財機構文化財防災センターに要請を行います。

さらに、文化財の所有者、地域住民、富士吉田市（教育委員会、消防署）等の連携により、体制の強化を図ります。

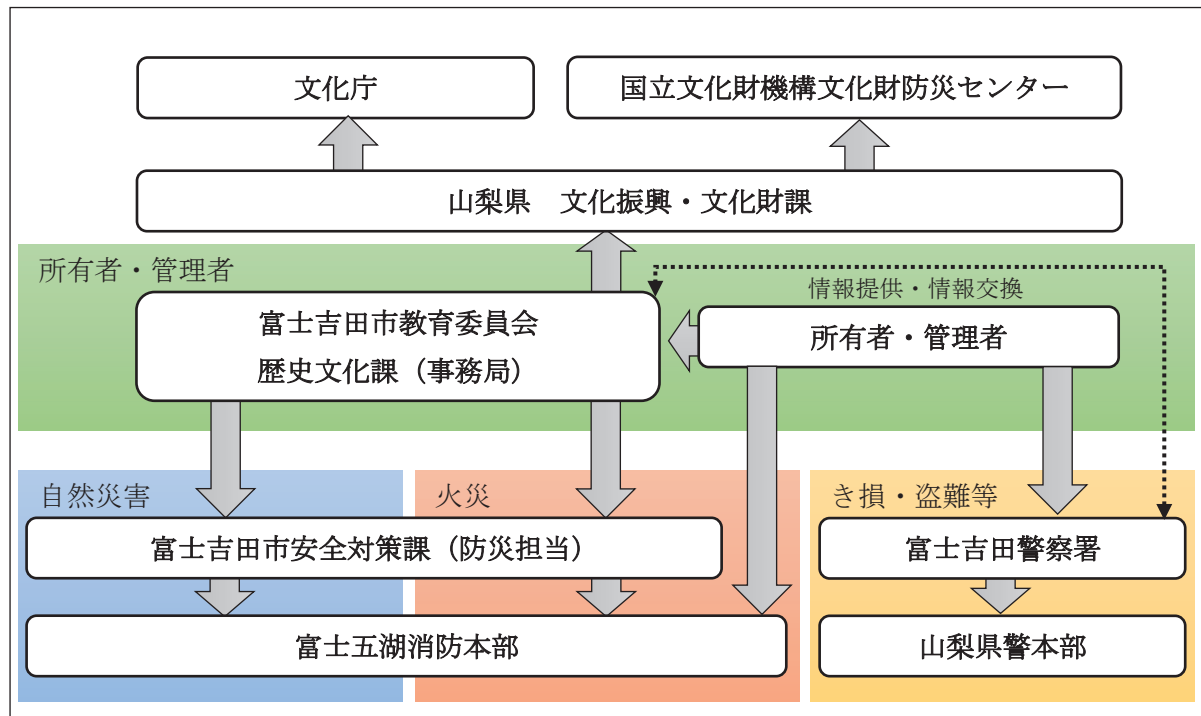


図9・1 防災・防犯の推進体制